

（ 令 1 . 8 . 2 1
実 4 - 2 ）

参 考 資 料

〔納税実務等を巡る近年の環境変化への対応について〕

令和元年8月21日（水）

財 務 省

目 次

○ 今後の納税環境整備の方向性について	1
・経済社会の変化と今後の納税環境整備の方向性(案)③	2
○ 経済社会のICT化の進展を踏まえた電子帳簿等保存制度の見直し	5
・電子帳簿等とスキャナ保存	6
・国税関係帳簿書類の種類	7
・タイムスタンプの機能	8
・社外において領収書等を記録する場合のスキャナ保存の手続要件の見直し	9
・電子帳簿保存及びスキャナ保存制度の見直し(令和元年度(平成31年度)改正)	10
・電子帳簿等保存制度の利用状況	11
・マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針	12
・マイナポータルを利用した法人設立届出書等の提出に係る電子署名等の省略(令和元年度(平成31年度)改正)	13
○ 経済取引の国際化・多様化を踏まえた適正・公平な課税の実現	14
・「BEPSプロジェクト」について	15
・国外財産調書と財産債務調書	17
・情報照会手続の整備(令和元年度(平成31年度)改正)	18
・税務当局間の情報交換	19
・自動的情報交換を巡る国際的取組みの経緯	20
・諸外国における国外所在情報を収集する制度について	21
・更正・決定の除斥期間、更正の請求期間	23
・加算税の概要	24
・延滞税・利子税・還付加算金について	25

今後の納税環境整備の方向性について

具体的な検討課題の例(※)

※これまでの審議で取り上げられた課題のうち主なもの

○ マイナポータルを活用した簡便かつ正確な電子申告の実現

「経済社会のICT化等に伴う納税環境整備のあり方について(意見の整理)」(平成30年11月7日 納税環境整備に関する専門家会合)(抜粋)

3 自主的な適正申告の実現に向けた更なる方策

(1)基本的な視点・考え方

そうした分野(注:仮想通貨取引やシェアリングエコノミーなどの新たな経済取引)における適正課税を実現するためには、まず、納税者が自主的かつ適正な申告を行うことのできるよう、必要な情報の提供を行ったり、各種の情報を一元的に集約し、より簡便に電子申告が行えるよう、マイナポータルを活用したシステムの整備を進めたりするなど、官民が協働して環境の整備に取り組んでいく必要がある。

○ 携帯電話端末(スマートフォン)等からの電子申告の実現

「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」(平成29年11月20日)(抜粋)

今般、国税当局から、平成31年1月に特にニーズの強い基本的な申告の類型について、携帯電話端末(スマートフォン)やタブレット型端末からの所得税の電子申告を可能とし、その後も対象範囲を段階的に拡大するという方針が示された。スマートフォン等が様々な手続・決済の標準的な手段となりつつある中、税務手続における対応も着実に進め、納税者の利便性を高めることが重要である。

○ 電子申告の普及促進

「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」(平成29年11月20日)(抜粋)

個人のe-Tax 利用について、現在はID・パスワード及びマイナンバーカードを用いて本人認証を行っているが、利便性の向上を求める声が強い。国税当局では平成31年1月に個人に係る認証手続の簡便化を予定しており、これにより一定程度利便性が高まると考えられるが、その後も、技術の進展等により税務手続を取り巻く環境が変化する中で、情報セキュリティに係る政府全体の方針も踏まえつつ、納税者利便の向上の観点から不断に検討を行うべきである。

今後は、ICTで作成・管理されたデータがデータのまま円滑に提出できる環境を整備し、e-Tax の利便性を高めてその利用を一層促進することにより、法人の基本的な手続は原則としてe-Tax で行われるという姿(法人税等の電子申告利用率100%)の実現を目指すべきである。

このため、法人側のニーズを踏まえ、e-Taxシステム自体の機能改善、提出書類の見直し、認証手続(電子署名)の簡便化等を行うほか、法人がICTで作成・管理するデータが円滑にe-Taxで提出できるよう、情報セキュリティ等にも配慮しつつe-Taxに提出可能なファイル形式の多様化等も検討すべきと考えられる。

※これまでの審議で取り上げられた課題のうち主なもの

○電子帳簿等保存制度の利用促進

「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」(平成29年11月20日)(抜粋)

当該制度(注:電子帳簿等保存制度)創設から約20年が経過し、近年は金融に係るICTの活用(FinTech)も進展するなど、経済社会のICT環境は大きく変化している。この間、電子帳簿等保存制度の利用件数は堅調に増加してきたが、伸びしろは依然大きい。こうした中、社会のデータ活用の促進や納税者の文書保存に係る負担軽減を図る観点から、当該制度の利用促進のための方策について検討を行うべきである。ただしその際、適正課税の観点から、帳簿書類の正確性を担保する仕組みにも配慮が必要である。

○納付のキャッシュレス化推進

「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」(平成29年11月20日)(抜粋)

国税・地方税の納付については、現金納付が依然多い状況にある。現金納付の場合、納税者には金融機関や税務当局の窓口へ赴き納付を行う手間がかかるほか、現金管理等の行政コストも生じることとなる。

クレジットカードや電子マネーなど、現金以外の手段による決済が徐々に増加する中、後述する地方税の電子納税のインフラ整備とあわせ、国税の納付も利便性向上やその方法の多様化を図り、より一層、現金以外の手段で納税が行われるよう取り組んでいくことが重要である。

○経済社会の多様化・国際化を踏まえた所得把握のあり方

「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」(平成29年11月20日)(抜粋)

デジタルエコミーにおける取引を通じて稼得する者の所得の適切な把握については、我が国においては未だ黎明期にあるデジタルエコミーの普及拡大の重要性に留意しつつ、関係者の事務負担、税制以外の制度の整備状況を踏まえ、諸外国の制度も参考に具体的な方策に関する検討を進める必要がある。

具体的な検討課題の例(※)(続き)

※これまでの審議で取り上げられた課題のうち主なもの

○ 多国籍企業の活動に係る実態等の的確な把握

「BEPSプロジェクトの勧告を踏まえた国際課税のあり方に関する論点整理」(平成28年11月14日)(抜粋)

今後日本の国際課税制度の改革を進めていく上では、その取りまとめに当たり日本が主導的役割を果たしてきた「BEPSプロジェクト」の最終報告書で示された内容を、十分に踏まえていく必要がある。(中略)さらに、「外国子会社配当益金不算入制度」導入等の過去の制度改革の趣旨、及び現在の法人税体系を踏まえた、総合的視点をもって議論を進めていくことも必要である。また、多国籍企業の活動に係る実態を把握するべくデータ収集や分析に精力的に取り組むことが必要である。

制度改正に加えて、執行面の対応も重要である。具体的には、経済取引の国際化等に伴う調査事務の複雑化・困難化や申告件数の増加等に対応できるよう、今後、国際課税を中心に税務当局職員の増員やスキルアップを含めた執行体制やモニタリング機能の増強が必要である。

○ タックス・プランニングの義務的開示制度(MDR)の検討とその周辺環境整備

「BEPSプロジェクトの勧告を踏まえた国際課税のあり方に関する論点整理」(平成28年11月14日)(抜粋)

義務的開示制度は、税務当局がタックス・プランニング・スキームによる潜在的な税務リスクを迅速に特定し、対応するために、その開発・販売者(及び必要な範囲で納税者)に一定の情報の税務当局への報告を義務付ける制度である。「BEPSプロジェクト」では、既に同趣旨の制度を導入している米国、英国、カナダ、アイルランド、南アフリカ、ポルトガル、イスラエル、韓国の経験を踏まえつつ、行き過ぎた濫用的なタックス・プランニング・スキームの開発・利用を抑止するとともに、当局による適時の政策的対応を可能とするといった目的・効果を持つ「ベスト・プラクティス」として、制度導入の検討が勧告された。

今後、本制度の日本での導入を検討するに当たっては、特に以下の点に留意すべきである。まず、開示対象取引の基準設定に当たっては、制度目的を効果的に達成しつつ、過剰な事務負担等をプロモーター及び納税者に与えないよう、何らかの客観的な基準を用いて開示対象となるスキームを特定することが必要である。また、既存の情報開示制度等*との役割分担を最適化するとともに、開示の対象範囲や罰則等について、他国の制度から大きく乖離しないようにすることも重要である。なお、本件は現状日本に存在しない新たな制度であることから、制度を導入する場合には、執行状況やその効果を適切に把握し制度のさらなる改善に活かしていくことが必要である。

* OECDの「BEPS最終報告書」(平成27年10月5日)では、MDRと相互補完関係にある他の情報開示制度等として、以下を例示している。

- ① **ルーリング**: 納税者が自主的に特定の取引等を税務当局に開示し、税務当局がその税法上の取扱いについて見解を示すもの
- ② **調査及びアンケート**: リスク評価を行う目的で、納税者の特定のグループから情報を収集するもの
- ③ **自発的開示**: 納税者が自主的に特定の取引等を税務当局に開示した場合に、租税回避や脱税に対して課されるペナルティを軽減するもの
- ④ **協力的コンプライアンス・プログラム**: プログラムに参加する納税者が、重要な税務上の問題と取引について、その取引と税務上の影響について理解するに十分な情報を税務当局に提出するもの

経済社会のICT化の進展を踏まえた 電子帳簿等保存制度の見直し

電子帳簿等とスキャナ保存

○ 「電子帳簿等保存制度」「スキャナ保存制度」は、納税者の文書保存に係る負担軽減を図る観点から、帳簿や国税関係書類の電磁的記録等による保存を可能とする制度。ただし、改ざんなど課税上問題となる行為を防止する観点から、保存方法等について、真実性・可視性の確保に係る一定の要件を設けている。

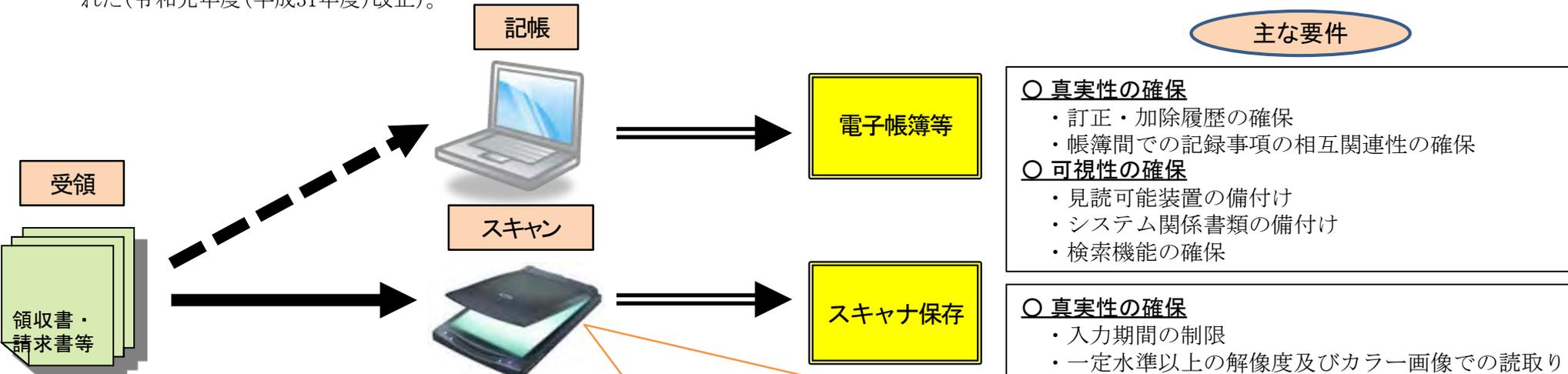
・電子帳簿等保存制度

帳簿(仕訳帳等)及び国税関係書類(決算関係書類等)のうち、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成しているものについては、税務署長の承認(※)を受ければ、一定の要件の下で、電磁的記録等による保存等が可能(平成10年度税制改正で創設)。

・スキャナ保存制度

決算関係書類を除く国税関係書類(取引の相手方から受領した領収書・請求書等)については、税務署長の承認(※)を受ければ、一定の要件の下で、スキャナにより記録された電磁的記録の保存により、当該書類の保存に代えることが可能(平成17年度税制改正で創設)。

(※)申請手続の簡素化(認証を受けたソフトウェア利用者の承認申請書の記載省略等)、柔軟化(新規に業務を開始した個人開業者の申請期限の特例を創設)が行われた(令和元年度(平成31年度)改正)。



主な要件

○ 真実性の確保

- ・訂正・加除履歴の確保
- ・帳簿間での記録事項の相互関連性の確保

○ 可視性の確保

- ・見読可能装置の備付け
- ・システム関係書類の備付け
- ・検索機能の確保

○ 真実性の確保

- ・入力期間の制限
- ・一定水準以上の解像度及びカラー画像での読取り(一般書類は、グレースケール可)
- ・タイムスタンプ
- ・適正事務処理要件(重要書類の場合)

○ 可視性の確保

- ・帳簿との相互関連性の確保
- ・見読可能装置の備付け
- ・システム関係書類の備付け
- ・検索機能の確保

平成27年度改正：スキャナ保存制度の対象拡大・要件の見直し(3万円以上の領収書等を対象に追加等)

平成28年度改正：スキャナ保存制度の要件緩和(スマホ等による社外における読取りを認容等)

令和元年度改正：スキャナ保存制度の対象拡大(平成31年度改正)
(一定の要件の下、書類の種類ごとに1回に限り、過去の重要書類のスキャナ保存を可能化)

国税関係帳簿書類の種類

帳簿書類の種類		具 体 例
帳 簿		仕訳帳、総勘定元帳、その他の帳簿
重 要 書 類	決算関係書類	貸借対照表、損益計算書、棚卸表、その他の財務諸表
	契約書・領収書	契約書・領収書
	上記以外で資金や物の流れに直結・連動する書類	預り証、借用証、預金通帳、小切手、約束手形、有価証券受渡計算書、社債申込書、契約の申込書（定型的約款無し）、請求書、納品書、送り状、輸出証明書 等
一般書類		検収書、入庫報告書、貨物受領証、見積書、注文書、契約の申込書（定型的約款あり） 等